

南房総市地域防災計画

第1編 総論

第 1 章 計画について

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

第 1 節 計画の目的・構成

■計画方針

本計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条及び南房総市防災会議条例第 2 条の規定に基づき、南房総市防災会議が作成する計画であって南房総市の区域に係る地震・津波災害、風水害等に対して総合的な指針及び対策計画を定め、本市における災害の予防、応急対策、災害復旧の対策等を実施することにより、防災関係機関が備えるその全機能と全能力を発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

なお、計画の主たる構成は、次のとおりである。

1. 南房総市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災対策上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
2. 防災施設の新設又は改良、災害防止のための調査研究、教育及び訓練その他災害予防の計画
3. 災害応急対策に関する次の計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 震災及び風水害等の防除に関する計画
 - (4) 被災者の救助保護に関する計画
 - (5) 災害警備に関する計画
 - (6) 自衛隊の災害派遣要請に関する計画
 - (7) その他災害発生時における応急対策に関する計画
4. 災害復旧に関する計画
5. その他必要な計画

第 2 節 計画の基本方針

1. 災害予防対策

- (1) 市民への災害に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成と防災訓練の充実を図る。
- (2) 災害に強いまちをつくるため、地盤災害や気象災害等の防止策、公共及び民間の建築物や道路、橋りょう等の防災対策を図る。
- (3) 防災拠点の整備を進め、各種資機材の備蓄と消防施設の整備を図る。
- (4) 気象災害や津波災害を防止するための施設整備や情報伝達体制の充実を図る。
- (5) 情報連絡手段となる防災行政無線の整備を図る。
- (6) 今後の災害対策に必要な各種調査研究の向上を図る。

2. 災害応急対策

- (1) 災害時に迅速な対応がとれるよう、防災関係機関の応急体制を整える。
- (2) 気象警報・注意報や被害情報等の災害情報の収集伝達体制を整える。
- (3) 被災者の安全な避難誘導に努めるほか、水や食料等の供給、医療や救助など救援救護活動の充実を図る。
- (4) 消防、交通規制等の応急活動の充実を図る。
- (5) 必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の迅速な応援を得て応急対策の実施を図る。
- (6) 電気、水道等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。
- (7) 応急教育の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設の体制整備を図る。
- (8) 災害時における避難行動要支援者に対する適切な支援及び対応を図る。

3. 災害復旧対策

- (1) 一般被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、民生の安定を図る。
- (2) 生活関連施設等の迅速な復旧を図る。

第 3 節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって防災関係機関は関係のある事項について、毎年南房総市防災会議が指定する期日(緊急を要する場合はその都度)までに計画修正案を南房総市防災会議に提出する。

第 4 節 計画の遵守

防災関係機関はもちろんのこと、地域住民においても、災害対策基本法及びその他関係法令に準拠して策定した本計画をよく理解し、これを遵守するよう努めるとともに、防災に関し万全の措置を講ずる。

第2章

防災関係機関等の処理すべき 事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の主要なものは、資料編に記す。

資料編 p 1

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務

第3章 南房総市の概況

第1節 自然条件

1. 位 置

南房総市は、平成18年3月20日、安房郡を構成していた6町1村(富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町)が合併して誕生した。

南房総市は千葉県の南部に位置し、房総半島南端の館山市を包むように市域が形成され、東京都心から100km圏内に位置し、時間距離は2時間、県都千葉市からは1時間30分程度である。面積は229.55km²、周囲は、館山市の他、北を鋸南町と鴨川市に、また、西は東京湾、東は太平洋に面している。

※ 面積…参照：国土交通省国土地理院「令和7年全国都道府県市区町村別面積調」

図一市の位置



2. 地 形

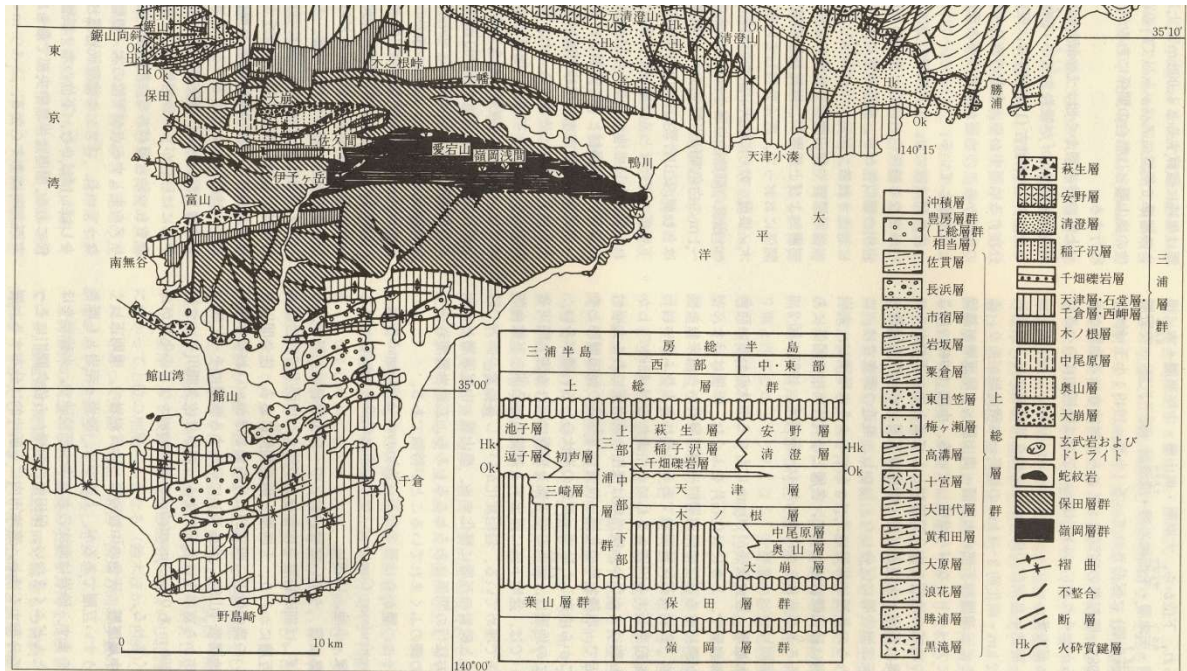
市内の地形は中央部から北部にかけて丘陵地・山地が広がり、その間に狭隘な平地が帯状に展開した複雑な地形を擁している。中央部の南は比較的平坦な地形で、南部は海岸沿いが平地、内陸部は丘陵地が展開しているが、海岸線は南房総国定公園に指定されている。

河川は、これらの丘陵地の間を流れ、その方向は主に南北方向及び東西方向に流れている。なお、丘陵地や山地の標高は低く、最も高いものでも南房総市の北に位置する愛宕山の408mであることから、河川の流れは急峻ではなく、比較的緩やかである。

3. 地 質

南房総市が位置する房総半島南部の鴨川から三浦半島の葉山までの地域には、南関東の第三系として最も古い嶺岡層群・保田層群・葉山層群が分布し、嶺岡―葉山隆起帯をつくっている。この隆起帯の南北では、第三系以降の地層が重なって分布しており、その上位に第四紀の関東ローム層が広く分布している。

図―南房総市周辺の地質図及び地質層序



4. 活断層

南房総市内及び周辺に存在する活断層と思われる断層は、鴨川地溝帯北断層(鋸南町～鴨川市・天津小湊町、確実度Ⅰ～Ⅱ、活動度A～B)と鴨川地溝帯南断層(本市富山地区～鴨川市、確実度Ⅰ～Ⅱ、活動度A～B)の2つがあるが、平成10年度から12年度にかけて千葉県が調査を実施した結果、活断層の可能性は低いと評価されている。(県防災対策課ホームページから)

備考：上記断層の評価は、「新編 日本の活断層(東大出版会刊)」による。

5. 気 象

気象は、太平洋側の沖合を流れる暖流の影響により、夏は涼しく冬は暖かい海洋性気象で、年間平均気温は16℃を超え、積雪はほとんど無い。

また、市周囲に配置された観測施設からのデータでは、市内の気象の大きな違いはないと言える。

図一 市周辺の気象観測結果

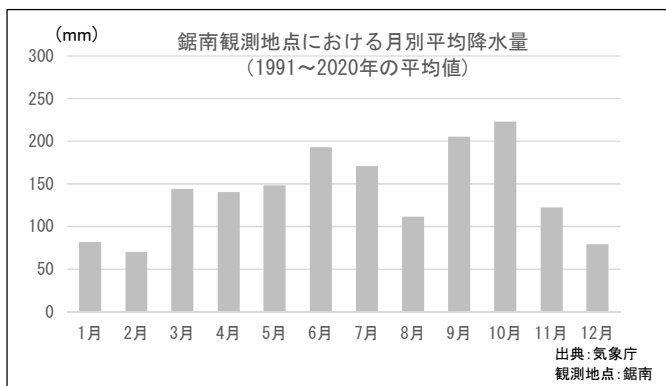
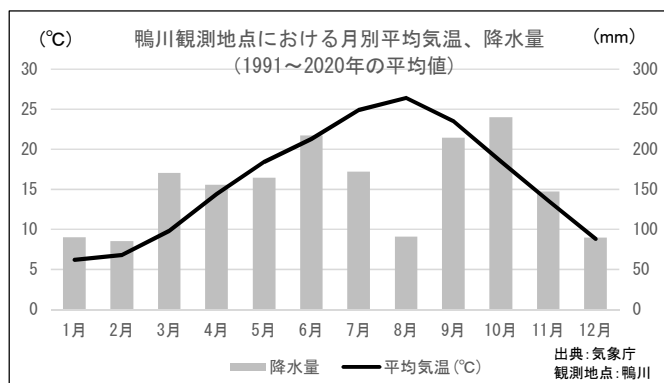
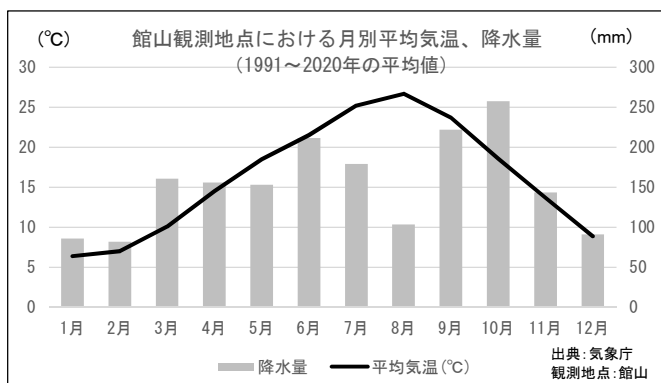


図 気象観測地点



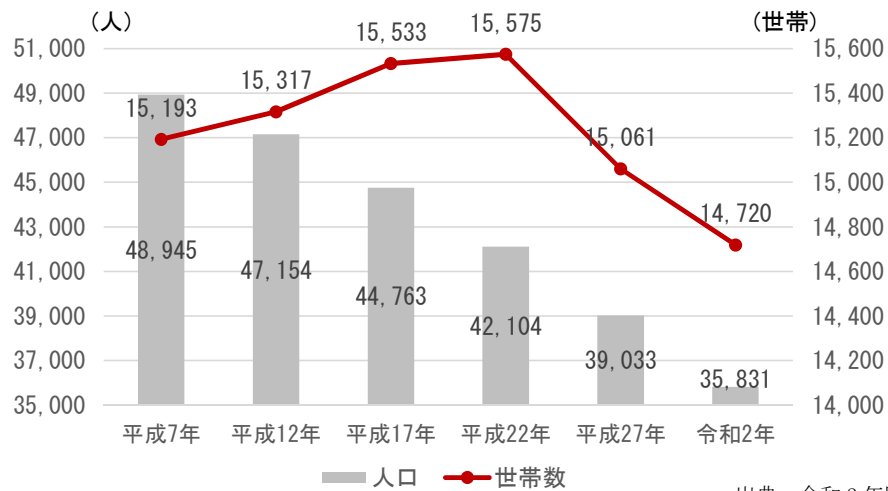
第2節 社会条件

1. 人口数・世帯数の推移

平成7年以降の国勢調査人口の推移をみると、合併前について三芳村がほぼ横ばい以外は全町において減少基調で推移し、南房総市としては平成7年で48,945人であったものが令和2年の国勢調査では13,114人減少して、35,831人となっている。

世帯数については、核家族化の進行等によって増加傾向で推移し、平成7年では15,193世帯であったものが平成22年の国勢調査では382世帯増加の15,575世帯を数えたが、これを境に高齢者世帯の減少が進み、令和2年では14,720世帯となっている。

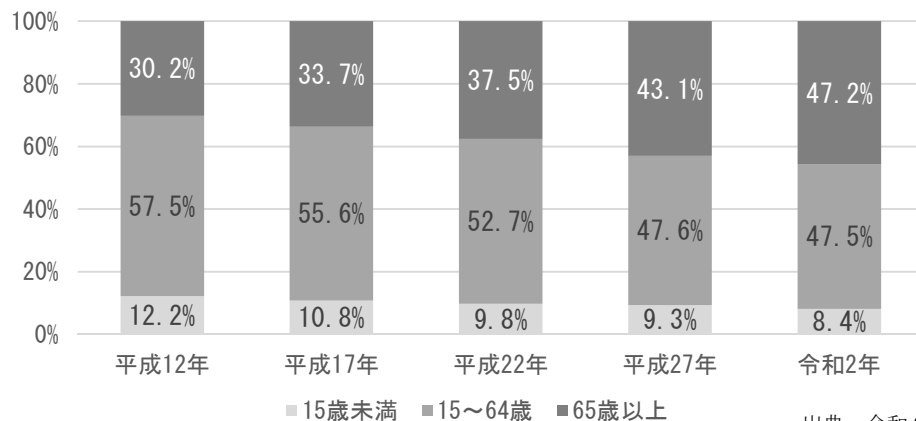
図一 人口数・世帯数の推移



2. 年齢3区分の推移

本市の国勢調査における年齢3区分別の人口数及び割合の推移をみると、少子高齢化の進展が明らかであり、15歳未満の年少人口は平成12年の12.2%から令和2年には8.4%で3.8ポイントの減少、一方、65歳以上の高齢者の割合は、平成12年で30.2%から令和2年には47.2%で17ポイントの増加となっている。

図一 年齢3区分の推移



3. 昼夜間人口

国勢調査による平成 27 年の夜間人口(常住人口)は市全体で 39,033 人、昼間人口は 35,246 人で昼夜間人口比は 90.0%、同様に、令和 2 年の夜間人口は 35,831 人、昼間人口は 32,434 人で昼夜間人口比は 90.5%と、昼間時においては災害時の対応活動を担う年齢層である通勤・通学者の多くが市外に出ている状況であり、この面から昼間時の市民防災力の低下が考えられる。

表－昼夜間人口の比較

	平成 27 年			令和 2 年		
	夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜間人口比率 (%)	夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜間人口比率 (%)
南房総市	39,033	35,246	90.0	35,831	32,434	90.5

出典：令和 2 年国勢調査

4. 外国人住民数

令和 7 年 3 月 31 日現在での外国人住民数は 578 人で 27 カ国に及んでいる。国別ではベトナム人が最も多く 158 人(27.3%)、次に、中国人が 93 人(16.1%)、3 番目にはフィリピン人が 83 人(14.4%)、4 番目にインドネシアが 76 人(13.1%)である。

表－外国人住民数

国名	人数(人)	割合(%)	国名	人数(人)	割合(%)
オーストラリア	1	0.2	韓国	21	3.6
ブラジル	3	0.5	モンゴル	2	0.3
ミャンマー	51	8.8	ネパール	12	2.1
バングラデシュ	2	0.3	フィリピン	83	14.4
カンボジア	20	3.5	スペイン	2	0.3
カナダ	1	0.2	スイス	2	0.3
スリランカ	12	2.1	シンガポール	1	0.2
チリ	1	0.2	セントクリストファー・ ネービス	1	0.2
中国	93	16.1	タイ	3	0.5
台湾	8	1.4	南アフリカ共和国	1	0.2
フランス	5	0.9	英国	4	0.7
ドイツ	3	0.5	米国	11	1.9
インド	1	0.2	ベトナム	158	27.3
インドネシア	76	13.1	合計	578	100

資料：庁内資料／令和 7 年 3 月 31 日現在

第3節 地域条件

1. 交通施設

(1) 道 路

有料自動車道路である富津館山道路が市の西部を南北に走り、市内には富浦 IC がある。広域幹線道路としての国道は3路線で、いずれも市内を南北に走り、西から国道127号、中央部を国道410号、東の海岸に沿って国道128号がある。

主要地方道については、86号館山白浜線が南部に、88号富津館山線が中央部を南北に、89号鴨川富山線が北部を東西に走っている。

(2) 鉄 道

鉄道は、JR内房線が市域の西部海岸沿いを北から南下して館山市に入った後、西から東に走りその後東部海岸沿いを北上する。この間、駅については、岩井駅、富浦駅、(館山市内3駅：那古船形駅、館山駅、九重駅)、千倉駅、千歳駅、南三原駅、和田浦駅の6駅がある。

これらの駅は、通勤・通学のほか夏季を中心に観光・レジャー客に利用されるが、乗降客数は多くはない。

(3) 漁 港

市内には、19箇所の漁港がある。管理者は県が管理する3港を除いた16港が市管理の第1種漁港となっている。

表一 市内の漁港

地 区 名	港 湾 名	管理者	種 別	備 考
富浦地区	南無谷漁港	南房総市	第1種	
	富浦漁港	〃	〃	
	多田良漁港	〃	〃	
富山地区	高崎漁港	〃	〃	
	小浦漁港	〃	〃	
白浜地区	乙浜漁港	千葉県	第4種	
	名倉漁港	南房総市	第1種	
	野島漁港	〃	〃	
	川下漁港	〃	〃	
	白浜西部漁港	〃	〃	
千倉地区	白子漁港	〃	〃	
	忽戸漁港	〃	〃	
	川口漁港	〃	〃	
	平磯漁港	〃	〃	
	七浦漁港	〃	〃	
	白間津漁港	〃	〃	
	大川漁港	〃	〃	
	千倉漁港	千葉県	第3種	
和田地区	和田漁港	〃	第2種	

2. 産業活動

南房総市の就業者数は12,652人で、第1次産業7.2%、第2次産業16.2%、第3次産業76.6%となっており、就業者の約4分の3が第3次産業に従事するなど、産業構造のサービス業化が進んでいる。

農業は令和2年の農業産出額1,001千万円を誇り、地域経済を支える重要な産業である。工業・商業については、令和3年の製造品出荷額1,393千万円、年間商品販売額1,898千万円となっているが、小規模事業所が多く、1事業所・1店舗当たりの出荷額・販売額は県平均を大きく下回っている。

観光については、海水浴客や都市農村交流など多様な観光資源を有しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みから緩やかに回復しつつある一方、コロナ禍前の水準には届いておらず、近年は横ばいで推移していることから、さらなる回復が課題となっている。

表－地区別経済活動

	就業者数 (人)	産業別就業者割合			令和2年 農業産出額 (千万円)	令和3年 製造品出荷額 (千万円)	令和3年 年間商品販売額 (千万円)	令和2年 観光客数 (千人)
		第1次産業	第2次産業	第3次産業				
南房総市	12,652	7.2%	16.2%	76.6%	1,001	1,393	1,898	3,081

注) 分類不能の産業就業者数は含みません。

資料) 国勢調査、南房総市統計書、農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

3. 地区区分と概況

旧町村の区域別に市内を7区分し、それぞれに市役所本庁・分庁の他、朝夷行政センター、地域センターを設置し行政上の取り組みを行っている。これらの地区区分と地区毎の概況は、次ページ以降に示す。なお、各地区の人口及び世帯数は、令和2年国勢調査の結果である。

図一地区区分



表一地区の概況

地 区 名	概 況
富浦地区 面 積：25.69 km² 人 口：4,167 人 世帯数：1,655 世帯	市域の西部に位置し、西は東京湾、北は富山地区、東は三芳地区、南は館山市に接し、市域面積の 11.2%、人口は 11.6%を占め、市役所が立地する。 地形は北・東・南の三方を山で囲まれ、平坦地は南部及び西部に展開し、農地と住宅地の主要部分がまとまっている。交通機関は、JR 東日本内房線富浦駅、富津館山道路富浦 IC のほか国道 127 号が走る。なお、人口密度は 162.2 人/ km²。
富山地区 面 積：40.34 km² 人 口：4,779 人 世帯数：1,935 世帯	市域の北部に位置し、北は鋸南町、鴨川市、西は東京湾、南は富浦地区と三芳地区、東は丸山地区に接し、市域面積の 17.5%で東西に長く、人口は 13.3%を占める。 地形は西以外は山に囲まれ、地区の中央部には地区の名称ともなっている標高 350m の富山や伊予ヶ岳 (337m) がそびえている。富山を中心として、東には嶺岡山系から流れる平久里川に沿って平群地区の盆地があり、西には富山及び伊予ヶ岳から流れ出た岩井川に沿って平野が広がり、農地、宅地が展開する。なお、人口密度は 118.5 人/ km²。交通機関は、JR 東日本内房線岩井駅がある。
三芳地区 面 積：33.92 km² 人 口：4,107 人 世帯数：1,415 世帯	市域の中央部に位置し、北は富山地区、西は富浦地区、南は館山市、東は丸山地区に接する内陸の地区で、市域面積の 14.7%、人口は 11.5%を占め、農林業のほか酪農も盛んである。 地形はほぼ台地、山地が占めるが地区を南北に通る主要地方道富津館山線沿いに平地が連坦し、市街地・集落のほか農地が広がる。なお、人口密度は 121.1 人/ km²。
白浜地区 面 積：17.07 km² 人 口：4,228 人 世帯数：1,963 世帯	市域の最南端に位置し、北は館山市と千倉地区、それ以外は太平洋に面し、市域面積の 7.4%、人口は 11.8%を占め、夏場の海水浴客をはじめとする観光、花卉栽培、水産、農業などが盛んである。 地形は、海岸に沿って平地が広がるが、その背後は山地である。また、国道 410 号が交通の動脈で、鉄道は通っていない。人口密度は 247.7 人/ km²で地区中 2 番目に高い。
千倉地区 面 積：36.64 km² 人 口：9,656 人 世帯数：4,209 世帯	市域の南東部に位置し、北は丸山地区、西は館山市、南は白浜地区、東は太平洋に面し、市域面積の 15.9%、人口は 26.9%を占めて地区中最も多く、農林業、水産業をはじめ夏場の海水浴客でにぎわっている。 地形は、殆どが山地・丘陵地であるが、海岸沿いを中心に平地が広がり、市街地・集落、農地が展開する。なお、交通は国道 410 号が海岸沿いを走るほか JR 東日本内房線の千倉駅がある。人口密度は 263.5 人/ km²で地区中最も高い。
丸山地区 面 積：44.11 km² 人 口：4,455 人 世帯数：1,790 世帯	市域のほぼ中央部に位置し、北に鴨川市、西は三芳地区と館山市に、南は館山市と千倉地区、東は和田地区と太平洋に面し、南北に長い。面積は市域の 19.2%、人口は 12.4%を占め、地区にはローズマリー公園をはじめとして観光施設の整備が進んでおり、多くの観光客が訪れている。 地形は山地、丘陵地が大部分を占めるが、地区中央部国道 410 号沿いには平地が広がり、市街地、集落、農地がある。また、JR 東日本内房線の駅はない。人口密度は 101.0 人/ km²。
和田地区 面 積：32.45 km² 人 口：4,439 人 世帯数：1,753 世帯	市域の東部に位置し、北に鴨川市、西は丸山地区、東は太平洋に面し、面積は市域の 14.1%、人口は 12.4%を占め、夏季には多くの海水浴客が訪れている。 地形は山地・丘陵地が大部分を占めるが、沿岸部は平地が連坦し、産業は農林業の他、水産業、花卉栽培が盛んである。地区内の交通施設は、国道 128 号が沿岸部を、これとほぼ並行して JR 東日本内房線が走り、地区内には南三原駅、和田浦駅がある。人口密度は 136.8 人/ km²。

参照：令和 2 年国勢調査

第4章 土砂災害

土砂災害は、台風等の大雨や集中豪雨、地震が原因で発生することが多く、その発生する可能性のある箇所を土砂災害危険箇所と言い、従来、「急傾斜地崩壊危険箇所」、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」などが指定されてきた。

これらの土砂災害危険箇所は、「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月法律第57号)）(以下、「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に引き継がれ、現在、土砂災害防止法に基づく区域指定・公表が全国的に進められ、一通り完了したことから、今後は土砂災害警戒区域を使用することとする。

また、この他にも、土砂災害に関連する指定地として、急傾斜地崩壊危険区域、山地災害危険箇所、砂防指定地などがある。

1. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

南房総市は、令和7年12月現在、1,184箇所の土砂災害警戒区域（特別警戒区域は1,086箇所）が指定されている。

(1) 土砂災害警戒区域(通称：イエローゾーン)

土砂災害警戒区域とは、土砂災害防止法第7条第2項において指定する区域で、急傾斜地の崩壊や土石流、地すべり等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、地域住民に対して危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

(2) 土砂災害特別警戒区域(通称：レッドゾーン)

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害防止法第7条第3項において指定する区域で、急傾斜地の崩壊や土石流、地すべりなどの発生に伴う土石等の移動等により建物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることの出来る力を上回る区域(ただし、地すべりについては、地すべり地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用したときから30分間が経過した時において、建築物に作用する力の大きさとし、地すべり区域の下端から最大で60m範囲内の区域。)。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

地区別の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は資料編に示す。

2. 地すべり防止区域

地すべり防止区域とは、地すべりが発生している区域、そのおそれの極めて大きい区域及びこれらに隣接する区域を崩壊による被害の除去又は軽減するために地すべり防止法に基づいて指定された区域で、国土交通省所管 12 区域、農林水産省所管 3 区域、林野庁所管 13 区域が指定されている。地区別の**地すべり防止区域**は資料編に示す。

資料編 p 12

＜資料 2－2－② 土砂災害危険箇所数一覧表(国土交通省、農林水産省、林野庁所管)＞

3. 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号)第 3 条に基づき、次に該当する急傾斜地について、知事が指定した区域をいう。

- ・ 急傾斜地の傾斜度が 30 度以上且つ急傾斜地の高さが 5 メートル以上のもの。
- ・ 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがあるもの。

この区域内では立竹木の伐採や土地の改変などについて行為の制限があり、また、崩壊防止のための事業等の対象となる区域である。南房総市内には 21 地区が指定されている。地区別の急傾斜地崩壊危険区域は資料編に示す。

資料編 p 12

＜資料 2－2－③ 土砂災害危険箇所数一覧表＞

4. 山地災害危険箇所

(1) 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊危険地区とは、林野庁調査の危険地区で、地形(傾斜、土層深)、地質、林況等からみて、山腹崩壊により、公共施設等に直接被害を与えるおそれのある地区をいい、南房総市内には 290 地区が指定されている。地区別の**山腹崩壊危険地区**は資料編に示す。

資料編 p 12

＜資料 2－2－② 土砂災害危険箇所数一覧表(国土交通省、農林水産省、林野庁所管)＞

(2) 崩壊土砂流出危険地区

崩壊土砂流出危険地区とは、林野庁調査の危険地区で、地形(傾斜、土層深、溪床勾配)、地質、林況等からみて、山腹崩壊などにより発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある地区をいい、南房総市内には 22 地区が指定されている。地区別の**崩壊土砂流出危険地区**は資料編に示す。

資料編 p 12

＜資料 2－2－② 土砂災害危険箇所数一覧表(国土交通省、農林水産省、林野庁所管)＞

(3) 地すべり危険地区

地すべり危険地区とは、林野庁調査の危険地区で、地すべりが発生しているあるいは地すべりが発生するおそれのある区域のうち、人家や公共施設などに被害を与えるおそれのある地区をいい、南房総市内には 136 地区が指定されている。地区別の**地すべり危険地区**は資料編に示す。

資料編 p 12

<資料 2－2－② 土砂災害危険箇所数一覧表(国土交通省、農林水産省、林野庁所管)>

5. 砂防指定地

砂防指定地とは、砂防法第 2 条に基づき、土石流や山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐための砂防えん堤などの工事を行ったり、土地の形状を変更する行為を制限するために、国土交通省が指定する区域である。

また、区域内での土砂の採取、宅地造成など土地の形状を変える行為をする場合には許可が必要である。現在南房総市は 27 溪流が指定されている。地区別の**砂防指定地**は資料編に示す。

資料編 p 120

<資料 10－10 砂防指定地(南房総市)>

第5章 災害履歴

第1節 風水害等

1. 過去の主な風水害

南房総市における過去の主な風水害について、各地区別に下表に示す。

表一 地区別過去の主な風水害一覧表【2006年（平成18年）まで】

地区名	番号	発生年月日	被害地域	災害種別	気象条件	被害状況
富 浦	1	1917. 10. 1		台風		家屋・漁船・橋・農作物の被害多
	2	1945. 8. 22		豪雨	累加雨量 296.3mm	岡本川氾濫 家屋流出2軒
	3	1996. 9. 22		台風17号	最大風速 35m	家屋一部破損6棟 床上浸水18棟等
富 山	1	1885. 7. 2	平群川植村大森	山崩れ		
	2	1910. 8. 10	平久里中区、高崎区	梅雨前線 台風		家屋全壊・半壊 井野5他14
	3	1911. 7. 25	高崎区	高潮		漁船・道路の大半破壊 家屋半壊
	4	1916. 10. 1	高崎区、井野区	台風		家屋崩壊、船舶流失、人畜死傷
	5	1923. 1. 15	久枝高崎、宇田代他	たつまき		漁船・道路破壊 家屋半壊
	6	1938. 6. 8	高崎区	梅雨前線 台風		海岸三笠橋、川端橋流失
	7	1971. 9. 6 1971. 9. 5		台風25号		河川・道路20箇所一部流出
	8	1972. 7. 15		台風6号		道路・河川55箇所一部流出
	9	1974. 7. 8		台風20号 秋雨前線		河川・道路12箇所一部流出
	10	1984. 2. 17		大雪		農作物被害大
	11	1989. 7. 31	富山地区全域	大雨		崖崩れ被害大 床上床下浸水
	12	1996. 9. 22	富山地区全域	台風17号		土砂崩れによりJR・道路被害大
	13	2005. 8. 25	富山地区全域	台風11号		道路・護岸被害
三 芳	1	1989	平久里川一帯	大雨		床上床下浸水、土砂崩落、護岸一部流出
	2	1996. 9. 22	平久里川一帯	台風17号		床上床下浸水、土砂崩落、護岸一部流出
	3	2000		台風3号		道路・護岸の一部流出、がけ崩れ
	4	2001		台風15号		道路一部流出
				大雨		道路・護岸一部流出
	5	2002		大雨		道路・護岸一部流出
	6	2003		大雨		道路・河川の一部流出、法面崩壊

	7	2005		台風11号		道路・護岸一部流出 停電 800 戸 平久里川氾濫 5 世帯 9 人、自主避難
白 浜	1	1988～1996				台風による住家の床上浸水 0 棟、床下浸水 1 棟、一部破損 132 棟 法面崩壊 1 箇所、土砂崩れ 1 箇所、道路路肩決壊 4 箇所、道路陥没 2 箇所、道路冠水 2 箇所、護岸決壊 4 箇所、護岸崩落・崩壊 3 箇所、岸壁一部決壊 1 箇所 台風の豪雨等による住家の床上浸水 1 棟、床下浸水 26 棟、一部破損 0 棟 法面崩壊 4 箇所、土砂崩れ 5 箇所、道路路肩決壊 6 箇所、道路陥没 2 箇所、道路冠水 1 箇所、護岸決壊 8 箇所
千 倉	1	1972. 12. 23	区域全域	豪雨		床上浸水 13 棟 床下浸水 256 棟
	2	1993. 7. 5		大雨		家屋一部破損 1 棟 床下浸水 4 棟 崖崩れ、河川災害
	3	1995. 9. 17		台風12号		家屋半壊 2 棟 農業・水産業被害
	4	1999. 7. 3・14	町道千倉 29 号線・大貫 4 号線 川口長尾川・大貫温谷川	大雨		町道路肩・法面決壊 2 箇所 護岸決壊
	5	2000. 6. 29	地区全体	大雨		護岸決壊 4 箇所
	6	2004. 10. 8	瀬戸川・川尻川	台風		瀬戸川護岸 7 箇所 川尻川護岸 2 箇所 決壊
丸 山	1	1932		暴風雨		群下死者 32 全半壊家屋 128 堤防決壊 93
	2	1945. 8. 31		豪雨		丸山川沿い岸低地で氾濫 農作物被害大
	3	1948. 9. 16		アイヲ台風		
	4	1949. 8. 31		キヲ台風		各地で高潮被害
	5	1958. 9. 27		台風18号		(伊勢湾台風)
	6	2000. 7. 7		台風		がけ崩れ 2 箇所
	7	2001. 10. 10		豪雨		道路被害 1 箇所(土砂崩)
	8	2002. 10. 1		台風		文教施設に被害有 2 施設
	9	2003. 8. 15		豪雨		がけ崩れ 2 箇所
	10	2004. 10. 14		台風		がけ崩れ 1 箇所 河川増水のおそれがあるため、自主避難 3 世帯 5 名

	11	2005. 8. 26		台風		床下浸水 2 棟
和 田	1	1958. 9. 18		台風 18 号	高潮	流失家屋 6 棟 浸水家屋 10 棟 重軽傷者 5 名
	2	1986. 9. 2		たつまき		家屋全壊 1 棟 家屋半壊 1 棟 一部破損 20 棟
	3	2000. 3. 2		火災		畦焼却が隣地に延焼 315 m ² 延焼、1 名全身に 火傷
	4	2005. 7. 26		台風 7 号		高波により自主避難 1 戸
	5	2005. 8. 25		台風 11 号		道路施設の路肩崩落等 8 箇所 河川施設の崩落 2 箇所、 がけ崩れ被害 9 箇所 農地災害 12 箇所 最大風速 (37m) 「館山」
	6	2006. 1. 14		暴風雨		県道南三原停車場丸線 冠水 (小向ダム付近) 貝沢地区 (中区) 土砂崩 れ 沼地区床下浸水被害 1 戸
	7	2006. 5. 15		火災		全焼 1 棟、死者 1 名

出典：合併前各町村「地域防災計画書及び防災アセスメント調査報告書」、市消防防災課資料等

2. 近年の主な風水害

南房総市における近年の主な風水害を下表に示す。

表一近年の主な風水害一覧表【2017 年（平成 29 年）まで】

番号	発生年月日	被害地域	災害種別	気象条件	被害状況
1	2016. 8. 22	千倉町平磯区 安馬谷区、沓見区	台風 9 号 (竜巻とみら れる突風)	推定最大風 速 45m/s	家屋半壊 3 件、一部損壊 70 件
2	2017. 10. 22	市内 (特に沿岸部)	台風 21 号 高潮	大潮 満潮	道路冠水 2 件、道路高潮越波 2 件、床下浸水 1 件 高潮による水産・漁港被害、 塩害による農作物被害多数

出典：市消防防災課資料等

3. 令和元年度の風水害

令和元年 9 月に令和元年房総半島台風（台風第 15 号）、10 月に令和元年東日本（台風第 19 号）と、短期間に連続して台風が接近し、大雨や強風により人的・住家等の被害が発生するとともに、ライフラインにも甚大な被害が生じ、市民生活に大きな支障が発生した。また、台風第 19 号の直後の台風第 21 号に起因する大雨（10 月 25 日大雨）においても約 400 軒が停電する被害がもたらされた。

表－令和元年の人的、建物被害一覧表

人的被害			建物被害					
死亡者	重傷	軽傷	全壊	大規模 半壊	半壊	一部損壊	床 上 浸水	床 下 浸水
1 人	1 人	2 人	122 棟	140 棟	849 棟	5,612 棟	5 棟	34 棟

表－令和元年の電気、上水道被害一覧表

原因区分	電気	上水道
令和元年房総半島台風 (令和元年台風第15号)	9/9 ～ 約23,000軒が停電 ※9/27に広域停電解消（ただし、一部隠れ停電あり）	9/9 ～ 停電による断水 9/12に最大で6,800軒 ※9/20に断水解消
令和元年東日本台風 (令和元年台風第19号)	10/12～ 約13,000軒が停電 ※10/16 広域停電解消（ただし、隠れ停電あり）	10/12～ 停電による断水 10/13に最大360軒が断水 ※10/15に断水解消
令和元年10月25日の大雨	10/25 約400軒が停電	－

出典：市消防防災課資料等

第2節 地震災害

南房総市における地震の発生確率(周期)及び規模は、千葉県地震発生確率及び規模と同様である。千葉県に大きな被害もたらした地震の発生確率は概ね60年に1度程度である。

平成23年3月11日の東日本大震災では、市内で最大震度5弱を観測している。また、地震被害については、合併前6町1村に関するものは少なく、近世以降については、下表のとおりである。

表 過去の主な地震災害一覧表

発生年月日	震 央	深さ	マグニチュード	被 害 状 況
(慶長)東海地震 1605. 2. 3 (慶長 9 年 12 月 16 日)	1 回目：房総沖 東経 104.4° 北緯 34.3° 2 回目：東南海道沖 東経 134.9° 北緯 33.0°		7.9	山崩れ多数、房総半島東岸に大津波が来襲し、上総下総の海岸 45 カ村が押し流され死者多数。 津波の波高、九十九里付近 5～6m、千倉 5～7m。
(元禄)関東地震 1703. 12. 31 (元禄 16 年 11 月 23 日)	房総沖 東経 139.8° 北緯 34.7°		7.9～8.2	安房地方で山崩れ多数、嶺岡山の亀裂をはじめ各地で地割れが生じた。 津波の波高、館山 5m、鋸南 7.3m、富津 5.3m。 記録がある人的被害状況は、死者について富山地区 35 名、和田地区約 170 名、千倉地区 28 名。
神奈川県東部地震 1902. 6. 23 (明治 35 年)	神奈川県東部 東経 139.6° 北緯(不明)		6.8	安房郡に死者。
関東地震 1923. 9. 1 (大正 12 年)	相模湾 東経 139.3° 北緯 35.2°		7.9	市内の被害は、家屋全壊 4,263 棟、半壊 1,309 棟、火災発生 7 件、死者 427 名、負傷者 674 名など 津波の波高、館山 1.8m、鋸南 2.2m、富津 1m。
房総半島沖地震 1953. 11. 26 (昭和 28 年)	千葉県東方沖 東経 141.7° 北緯 34.0°		7.4	館山、富崎で墓石が転倒し、犬吠埼灯台の水銀がこぼれた。 銚子付近で津波の波高、3m を記録したが被害なし。
千葉県東方沖地震 1987. 12. 17 (昭和 62 年)	千葉県東方沖 東経 140.29° 北緯 35.22°	58km	6.7	千葉県全体で死者 2 名、負傷者 144 名、家屋全壊 16 棟、半壊 102 棟、一部破損 71,212 棟、断水 49,752 戸、停電 287,900 戸など。
千葉県北西部地震 2005. 7. 23 (平成 17 年)	千葉市付近直下 東経 140.08° 北緯 35.34°	73km	6.0	大きな人的、建物被害はなかったが、広範囲に都市型被害(ライフライン、交通機関、エレベーター)が発生し、一時的に都市機能のマヒ状態が生じた。
東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) 2011. 3. 11 (平成 23 年)	三陸沖 東経 142.51° 北緯 38.06°	24km	9.0	千葉県全体で、死者 20 名、行方不明者 2 名、負傷者 251 人、全壊 798 棟、半壊 9,923 棟、一部破損 46,828 棟、床上浸水 154 棟、床下浸水 722 棟、建物火災 15 件など。 津波の波高は、銚子で 2.5m、館山で 1.7m、千葉で 0.9m。

出典：出典：千葉県地域防災計画、千葉県防災危機管理部HP等

第 6 章 防災対策の推進方向

第 1 節 災害からみた南房総市の特性

1. 地区別の特性及び防災上の課題

過去に実施した防災アセスメント調査や資料の分析などから、地区別の地震及び風水害における災害上の特性及び防災上の課題について以下の表にまとめた。

表一地区別災害特性と課題

地区名	地 震	風 水 害
富 浦	北・東・南の三方を山で囲まれ、平坦地は南部及び西部にあって農地と住宅地の主要部分がまとまっている。山地は最高で 207m と標高こそ低いが比較的急峻である。 地区内で最も古い保田層は、南無谷の山地や八束の大部分を占め、岩石は凝灰質砂岩が主体で激しい地塊運動のため複雑な構造を示しており、ぼろぼろとくずれ落ちる露頭が多く、このもろい地層のための被害が本地区各地に起こっている。 液状化は、沖積層からなる平野部及び河川に沿った谷底低地部分で可能性がある。	暴風による被害は、北風から西風に変わった時に拡大しやすい傾向にある。これは、本地区の西側が全面海に面していることと、東側に向かい比較的急峻に地形が立ち上がっているため、海からの風が上陸した時に、地形に沿って上昇気流が発生することによるものと思われる。 台風などによる水害の際、河川氾濫(内水氾濫)が比較的起こりやすい地形のうち、本地区にみられる地形は砂州、砂州間低地、河川段丘、そして海岸段丘であり、南無谷・豊岡海水浴場及び岡本川周辺の砂州と砂州間低地、また山地に入り組んでいる河岸段丘がこれにあたる。平成 8 年台風 17 号の出水地域をみると、ほぼ地形分類から判断される地域と同じである。 本地区における台風や暴風雨時の出水による被災は、毎回ほぼ同じ地域に発生している。岡本川については、水害危険区域に指定されている。出水原因は、そのほとんどが低地もしくは小河川の氾濫によるものである。
富 山	本地区は西側が東京湾に面している以外は、三方が山に囲まれており、中央には富山(標高 349.5m)や伊予ヶ岳(標高 336.6m)がそびえている。 地区内は、土砂災害の危険性が高い地区と、建物が比較的密集し、火災による延焼危険性がある地区の大きく 2 つに分けることができる。	本地区は海辺の町という立地条件から、台風等による風水害が度々起こっている。岩井川の下流部にあたる久枝地区、市部・竹内地区及び高崎・小浦地区北部などの低地等は、地形的にみて水害の発生する可能性がある。 過去の風水害では、河川の決壊や斜面崩壊等による建築物、道路、農地等への被害が、地区内各地で発生している。 なお、河川氾濫や斜面崩壊等により、孤立する地区が生じる可能性もある。
三 芳	地区の地形は房総丘陵に属し、北部の安房中央山地と南部の鏡ヶ浦低地帯に大別される。 低地の砂質土(特に細砂)では、液状化が発生しやすい。1923 年の関東大震災で生じた延命寺断層により、水田地帯では、地割れ・陥没等が発生した。 山地では、地震の震央が当地に近接していた関東大震災では、多数の崖くずれ・崩壊	本地区の風水害による被害履歴は少ない。 但し、低地に沿う急崖は、多量の降雨により崩壊するおそれがある。豪雨時には土石流発生による土砂の達する地域がある。 山地では過去に発生した地すべりによる堆積物が比較的安定している地域もあるが、豪雨時には表層すべりあるいは崖くずれが発生するおそれがある地域もある。大

	が発生した。道路に面して落石危険地域が何カ所がある。	雨による沢地形での土石流発生が懸念される。
白 浜	市域の最南端に位置し、地区北部の山地(急斜面が山地全体に広がる)と、台地(蛇行する長尾川沿いに分布する河岸段丘)、低地(谷底低地や、海岸平野、砂浜、岩礁)に分けられる。 砂浜等は液状化の可能性がある。 なお、元禄地震では、海岸に大津波が来襲した。	災害実績の中で、特に千葉県下で降雨の多かった台風は東海地方の沖合から北北東に抜けるコースが最も多く、関東地方直撃型となっている。 白浜地区においては、崖崩れ、土石流による災害が起こる可能性がある。
千 倉	市域の南東部に位置し、地区の60%以上が丘陵の斜面である。残りの平坦地は海岸段丘、河岸段丘、海岸低地の平坦地である。 過去の災害の特徴は、津波によると考えられる記録が多い。瀬戸川沿いは液状化の可能性がある。	地震以外の自然災害は高潮による被害記録が3回あり、漁港施設に被害が発生している。 また、暴風雨の記録が多くみられる。 最近の災害記録をみると、風水害等で大きな被害をもたらした災害はみられないが、比較的急峻な地形的特性から、豪雨に際し、小河川における氾濫や局所的な崖くずれ等の発生が考えられる。
丸 山	市域の中央部に位置し、地区の南東部分は太平洋に面している。地区の北半分を中・小起伏山地が占め、南半分は開析の進んだ小起伏の丘陵である。また、急傾斜の地層が多い。丸山川沿いは液状化の可能性がある。 人口が多く集まっている安馬谷や岩糸は家屋が多く、地盤条件もよくないため倒壊の想定数が多い。	最近の災害記録によると、風水害等で大きな被害をもたらした災害はみられないが、比較的急峻な地形的特性から、豪雨に際し、小河川における氾濫や局所的な崖くずれ等の発生は十分に考えられる。
和 田	市域の東部に位置し、丘陵山地からなる。南東側の太平洋に面した海岸部と南北方向に発達する川沿いの低地・段丘が発達している。房総半島で最も古い地質が分布する地域であり、これらの地質は風化が著しく、断層により破壊されているため山腹斜面には地すべり地形が良く発達しているのが特徴。三原川と温石川沿いの低地は本地区の中で軟弱地盤が厚く形成されている地域で、地震時に液状化の被害が懸念される場所である。海岸沿いの低地背後に発達する標高 50m～100m の急斜面(仁我浦～白渚付近)には、旧海蝕崖(昔の海岸線に位置する崖地)で、斜面崩壊が発生しやすい地形条件を有している。 地震(関東大震災と元禄地震)の被害の分布は、地形として平地部の海岸平野と砂州に位置する構造物の破損や倒壊が見られた。これは、地震による地震動と液状化により発生したものと想定される。また、海岸に面する山地斜面では河川を埋没させる大崩壊が生じており、地震時にも土砂災害が起きやすい。	本地区の水害としては、内水・外水災害は既往災害記録には見られない。台風による高潮被害が和田漁港周辺で発生している。 地区内を流れる河川の下流部の地形状況を見ると温石川・三原川・長者川沿いの谷底低地、海岸平野、後背湿地部で内水災害が起きやすい地形要因をもっている。また、海岸沿いの低地は、津波や高潮災害の発生しやすい地形要因を呈していることから津波危険区域や津波要注意箇所指定されている。 土砂災害については、山地部に急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓流箇所が多く分布することから、既往災害に記録されていないが、地形・地質条件から土砂災害の発生しやすい素因を有している。

2. 市全体の災害上の特性

(1) 社会条件からの特性

南房総市は平成 18 年 3 月 20 日に安房郡を構成する 6 町 1 村の合併によって人口約 4 万 5 千人、面積 230 ㎢の市として発足した。

市の人口は減少基調にあり、また、少子高齢化の進展のほか、昼夜人口比は 0.9 となっているなど、この点から昼間時を主とした災害時の人的対応力の低下がみられる。

一方、市域が広く人口や建物の集積がまばらであるため、地震時での被害の拡大や火災等の二次災害の拡大要因は少ないものの、被害が広範囲にわたるなどの懸念がある。

館山市に大きな被害が発生した場合、市域を越える避難先又は避難通過地は地理的状况から南房総市のみであり、館山市を主とする近隣市町との避難者対応が求められる。

(2) 地形・地質からの特性

南房総市は、地形的には丘陵地と沖積平地からなっている。したがって、急峻な山地を流れるような急流では無く、河川の流れも比較的穏やかである。また、地質は、新しい地質時代に属する第三系及び第四系が広く分布しており、やや軟質で表層が崩れやすい傾向がある。これらのことから、丘陵地周縁部に発達した市街地や集落付近では急傾斜地崩壊危険箇所が数多く存在する。地区別では、丸山地区、三芳地区が多く、次いで富浦地区、富山地区、千倉地区、和田地区、白浜地区の順となっている。

また、急峻な山地地形が無いことから、土石流危険渓流は比較的少ない地域ではあるが、地区別では、和田地区、丸山地区、富山地区、三芳地区に多い。地すべり危険箇所は地質構造に規制されることから偏在する傾向があり、市内では主として富山地区に集中している。

(3) 過去の災害履歴からの特性

南房総市は、過去の災害履歴などからみると、先の東日本大震災では、大きな被害はなかったものの、関東大震災やチリ沖地震の際には地震や津波による災害が発生している。本市は、内房と外房に面し、千葉県津波浸水想定においても、津波浸水が想定される区域を有しているとともに、市の中央は丘陵となっていることから、市域の連携が課題になることも予想される。特に、現在関心が高まっている南海トラフ地震においては、大きな被害を受ける可能性もある。一方で、人的被害こそ生じていないものの、道路陥没、堤防の一部流出、床上・床下浸水、道路冠水などの被害は毎年のように起こっている災害もあることから、地震・津波、風水害等の自然災害については、「災害は起こりえるもの」という意識を浸透し、市民の防災意識を高める必要がある。

第 2 節 防災ビジョン

南房総市における過去の災害や災害上の地域特性等を踏まえ、災害時における住民の生命・財産及び身体の安全を確保し、災害の低減と二次災害の拡大防止を図るために、本市における防災上の大綱を次のように定める。

1. 千葉県地域防災計画における視点

令和元年房総半島台風（台風第 15 号）をはじめとする一連の災害対応への検証を踏まえて修正された千葉県地域防災計画では、計画の基本的な考え方として以下のように示されている。

■減災を重視した防災対策の方向性

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、千葉県国土強靱化地域計画との整合を図りながら様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

■地域防災力の向上

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、県民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、「自分たちの地域は地域のみんで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努めるとともに、民間団体等と県・市町村との連携強化を進め、自助・共助・公助が一体となって、県内全域の防災力の向上を図っていく。

■要配慮者及び男女共同参画の視点

千葉県においても、高齢化の進展や、障害のある人が年々増加している状況から、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

2. 南房総市総合計画における防災施策の方向性

第 2 次南房総市総合計画(2018-2027)では、防災対策として以下の施策が位置づけられている。

表－総合計画における主要な取り組み

■防災対応力の向上

「自分の命は自分で守ることのできる子ども」を具体的な子ども像とし、防災計画の充実や見直し、防災教育の実施を繰り返すことにより、防災対応力を真に身につけることを目指します。また、市内一斉の園児・児童・生徒の避難訓練を実施し、大きな災害時における学校・保護者・地域住民間の連携体制を深めていきます。さらに、学校備蓄品の充足も年次計画で進めていきます。

■防災体制の強化

防災の指針である「南房総市地域防災計画」を見直し、災害の多様化や地域の実情に対し、よりきめ細かな対応が可能となるよう努めます。また、自主防災組織の強化や防災士の資格取得促進などにより、市民の防災意識高揚を図ります。さらに、インターネットや SNS を活用した災害時の

情報発信に取り組みます。
■津波避難対策の推進 海岸線の長い本市において喫緊の課題である、津波避難対策を着実に推進します。防災マップの見直しを行うとともに、自主防災組織による避難訓練の実施、個別避難計画の策定、避難場所看板設置などの対策を進めます。
■土砂災害危険箇所の警戒避難体制の整備 土砂災害等による被害の未然防止や低減を目指して、県との連携により危険箇所の調査・区域指定を行い、地域住民の理解を得ながら、警戒避難体制の整備を進めます。
■災害用備蓄施設の整備充実及び備蓄資機材の充実 災害時に必要な食糧や資機材の充実に向け、すべての広域避難場所の資機材の確保・更新に努めるとともに、市民や自主防災組織による、食料品などの自主的な備蓄を促進します。
■地域消防力の整備・充実 消防団員確保のため、分団員経験者を活用した機能別消防団員制度を進めます。また、分団の統合も視野に入れた消防施設の整備計画の策定に努めるほか、防火水槽・消火栓等の整備に取り組み、地域消防力の充実を図ります。

3. 本計画における防災ビジョン

(1) 減災を重視した防災対策の方向性

本市では、これまでに様々な地震津波災害や風水害等を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。しかし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、大雨による浸水予想地区の軽減、河川の改修や河床の切り下げ等の二次災害防止のための各種防災事業の推進、市街地を中心とする老朽木造建築の立地密度の高い地域の改善や狭隘道路の拡幅、公共建物の耐震性の向上、不燃化等の災害に強いまちづくりを推進するとともに、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる「減災」を重視した防災対策に取り組むものとする。

(2) 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、市民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域の人々で守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、民間団体等と県・市町村との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、千葉県では、生活協同組合連合会との物資の確保やボランティア活動支援に関する協定や、コンビニエンスストアチェーンとの物資供給に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。最近では、市町

村が建築士や土地家屋調査士の団体との間で、家屋の被害認定等に関する協定を締結するなどの動きも見えている。これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

(3) 情報収集・伝達能力の向上

本市は、平成 18 年の合併により広い市域を有することとなった。これにより、災害時における情報収集と伝達能力を向上させるため、災害時の応急体制はもとより、防災行政無線等の整備と情報収集・伝達・連絡機材の充実に努める。

(4) 災害応急対策の充実

災害発生時には時間の経過とともに必要となる応急対応計画を明確にするとともに、災害対策本部の機能強化、物資供給力の充実、避難生活の支援、要配慮者支援等の応急対応の各分野について充実に図る。特に、災害応急対応においては、これまでの経験をもとに、高齢者や乳幼児への対応や男女共同参画等についても配慮したものとする。

(5) 防災関係機関の連携強化

災害時においては、防災関係機関の円滑な連携が必要であるが、本市は市域面積が広く、市対策本部や現地対策本部(朝夷行政センター、各地域センター)等の災害時の中枢機関及び消防機関、その他の災害対応の関係機関が地理的に離れていることから、有機的な連携活動を阻害しかねない状況にあることから、日頃から関係機関の連携強化のための情報交換や訓練・研修機会の拡大等を図る。

(6) 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者(特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等)、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成 23 年版防災白書によると、東日本大震災では津波による被害が特に大きかったことから、東北 3 県の死亡者のうち、9 割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60 歳以上の方が約 65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本市でも、高齢化の進展や、障害のある人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する

政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

(7) 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、市域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国や県の防災基本計画の見直しの都度、または、それにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。